三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	堀井　敏幸

(2)　変更年月日

平成二十二年四月六日

○近畿地方整備局告示第百三十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年四月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人滋賀県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	中村　忠義
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十二年三月十五日

○近畿地方整備局告示第百四十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十二年四月十三日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

製造者の住所・氏名	大阪府大阪市淀川区宮原３－４－30　積水ホームテクノ㈱ 代表取締役社長　森　繁夫
工場の所在地及び名称	茨城県筑西市下江連1250番地　㈱ハウステック　結城工場 大阪府岸和田市今木町101番地　池田化成工業㈱　本社工場 兵庫県佐用郡佐用町久崎580番地　池田化成工業㈱　上月工場

認定番号	浄化槽の名称
6－10－H－001	沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式　SGCX－5型
〃　001－1	〃　SGCX－7型

○近畿地方整備局告示第百四十一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十二年四月十三日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

製造者の住所・氏名	大阪府大阪市淀川区宮原３－４－30　積水ホームテクノ㈱ 代表取締役社長　森　繁夫
工場の所在地及び名称	茨城県筑西市下江連1250番地　㈱ハウステック　結城工場 大阪府岸和田市今木町101番地　池田化成工業㈱　本社工場 兵庫県佐用郡佐用町久崎580番地　池田化成工業㈱　上月工場

認定番号	浄化槽の名称
6－10－H－002	沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式　SGCX－10型

○中国地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
東広島市八本松町大字飯田字大山一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前	A　九・五〇～一四・〇〇	八・四八六	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一四・〇〇～一二一・〇〇	九・七〇五	
		C　一二一・〇〇～一一一・〇〇	一三・五〇五	
		D　一一一・〇〇～一一〇・〇〇	八〇・〇〇九	
	後	A　九・五〇～一四・〇〇	四三・四八六	
		B　一四・〇〇～一二一・〇〇	二・八七五	
		C　一二一・〇〇～一一三・〇〇	五・七八九	
		D　一一三・〇〇～一一〇・〇〇	五・八五七	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十六日　中国地方整備局長　福田　功

一　路線名　供用の区間　図面縦覧場所

二　号　広島市南区仁保新町二丁目一六五三番二から同市南区仁保新町一丁目一六五〇番一まで　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十六日

○四国地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十六日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
松山市浅海本谷甲一五番一地先から今治市菊間町田之尻一番地先まで	前	九・〇～一二・三	一〇・二五二
	後	一一・〇～一二四・五六	〇・二五二

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所